

ユーザ登録方法

省エネ法・温対法電子報告システムによる報告等を行う場合は、電子報告システムを用いるためのID番号（事業者ごとに1つの番号）が必要となります。ID番号を有していない場合は、事前に電子報告システムを使用するための使用届出を行っていただきます。使用届出は下表に示す様式書類を届出先へ紙媒体で提出し、ID番号の付与を受けます。なお、省エネ法・温対法電子報告システムとe-Gov電子申請システムとは同一事業者であってもID番号は異なります。

対象事業者	届出様式	届出先 ^{*1}
省エネ法（特定事業者、特定連鎖化事業者又は特定荷主） ^{*2}	省エネ法様式第23	経済産業局
温対法（特定排出者） ^{*3,*4}	温対法様式第4	経済産業局又は地方環境事務所
省エネ法（特定輸送事業者） ^{*3}	省エネ法様式第14	国土交通大臣又は地方運輸局

- *1：経済産業局、地方環境事務所又は地方運輸局は、事業者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局、地方環境事務所又は地方運輸局となります。
 *2：e-Gov電子申請システムの使用届出と共通様式となります。経済産業省へ省エネ法定期報告書等を提出するために、e-Gov電子申請システムのID番号を既に有している場合は、ID番号の付与を受けた経済産業局窓口へご相談ください。
 *3：省エネ法（特定事業者又は特定荷主）による電子申請の使用届出を既に行っている場合は、改めて届出する必要はありません。
 *4：省エネ法（特定輸送事業者）による電子申請の使用届出を既に行っている場合は、改めて届出する必要はありません。

関連するウェブサイト

○電子報告に関するウェブサイト

- 省エネ法・温対法電子報告システム <https://www2.env.go.jp/energy-saving-ghgreport/>
- e-Gov電子申請システム <http://www.e-gov.go.jp/shinsei/>

○各種様式（省エネ法）

- 工場・事業場 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/
- 特定荷主 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/ninushi/document.html
- 特定輸送事業者 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000002.html

○各種様式（温対法）

- 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 <http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>

お問い合わせ先

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に関するヘルプデスクにおいて、電子報告システムに関するご質問に対応いたします。

<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/questions> TEL：03-6705-6144（平日9：30～17：30）

また、以下の連絡先にもご相談いただけます。

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課	03-3581-3351（内線6779）	・電子報告システムに関するお問い合わせ全般 ・温対法の報告に関するお問い合わせ
経済産業省 産業技術環境局 環境経済室	03-3501-1511（内線3453）	
資源エネルギー庁 省エネルギー対策課	03-3501-1511（内線4545）	・省エネ法（工場、特定荷主）の報告・届出に関するお問い合わせ
国土交通省 総合政策局 環境政策課	03-5253-8111（内線24-412）	・省エネ法（特定輸送事業者）の報告・届出に関するお問い合わせ



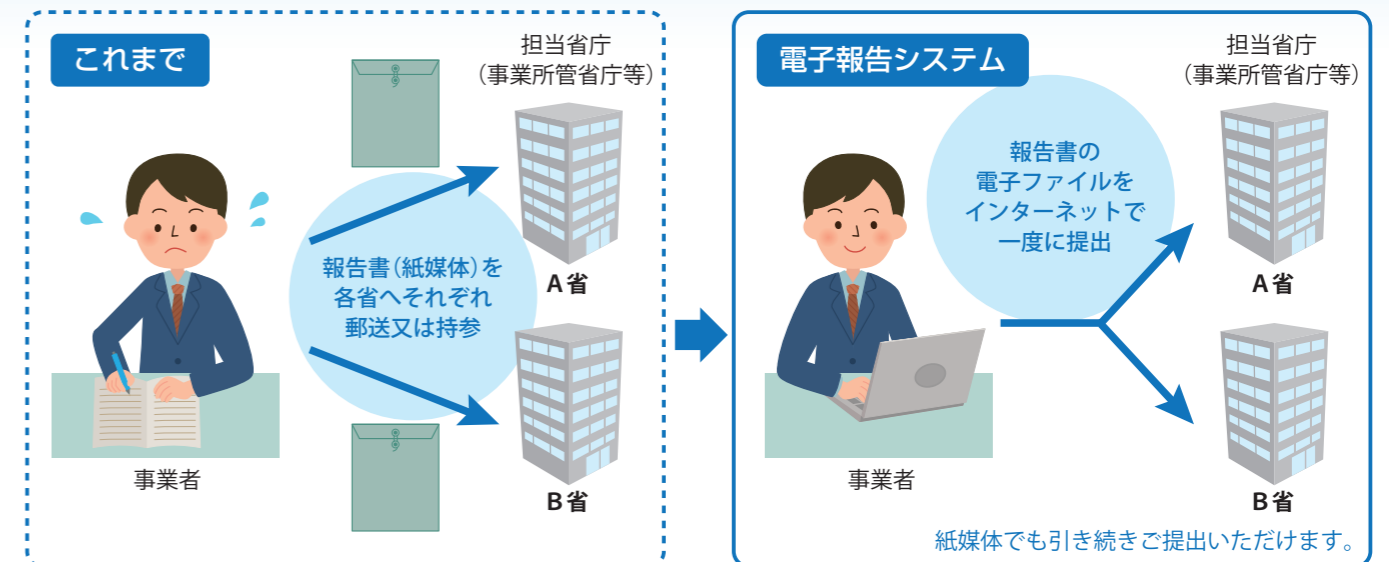
リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

（第2版）

省エネ法・温対法 電子報告システム

「省エネ法・温対法電子報告システム」とは、省エネ法、温対法に関する各種届出書や報告書の書類を受け付けることのできる全省庁共通の電子報告システムです。電子証明書のかわりにIDとパスワードを利用します。電子報告に関して、費用負担はございません。また、これまでの提出に比べてメリットがありますので、各種書類のご提出において、電子報告の積極的なご利用をお願いします。

省エネ法・温対法電子報告システムのメリット



これまでの提出では…

- ・報告書等を紙に出力
- ・担当省庁の窓口へ持参又は郵送
- ・事業内容によっては複数省庁へ提出
- ・提出後に省庁から内容確認する場合あり

電子報告では…

- ・紙の提出は不要。電子ファイルの送付のみ
- ・事業者のPC^{*1}から提出可能
- ・複数省庁へも1回の操作で提出可能
- ・提出前に内容確認^{*2}を実施（修正報告の提出回数が削減できます！）
- ・前年度までの報告内容の確認が可能^{*3}
- ・集計結果公表の早期化

*1：インターネットに接続できるPC（ウェブブラウザ（Internet Explorer、Google Chrome等）の他に、新たなアプリケーションをインストールする必要はありません。）

*2：電子報告での提出時にシステムで内容の一部について形式チェックをします。

*3：本システムで提出いただいた報告書は、本システムで5年間確認できます。

電子報告システムで提出可能な書類・提出先

1. 省エネ法（特定事業者又は特定連鎖化事業者）

対象事業者	対象となる報告書・届出書等	提出先省庁*1
特定事業者 又は 特定連鎖化事業者	○ 定期報告書 ○ 中長期計画書	経済産業省 及び 全事業所管省庁*2
届出書を提出する事業者	○ エネルギー使用状況届出書 ○ 特定事業者指定取消申出書 ○ 第一種エネルギー管理指定工場等指定取消申出書 ○ 第二種エネルギー管理指定工場等指定取消申出書 ○ エネルギー管理統括者（企画推進者）選任・解任届出書 ○ エネルギー管理者（管理員）選任・解任届出書 ○ エネルギー管理統括者（企画推進者）兼任承認申請書 ○ エネルギー管理者（管理員）兼任承認申請書	経済産業省

*1：経済産業省宛の提出については、従来どおりe-Gov電子申請システムでの提出も可能です。
*2：「全事業所管省庁」は、提出する事業者が行っている事業を所管する全ての事業所管省庁です。

2. 省エネ法（特定荷主）

対象事業者	対象となる報告書・届出書等	提出先省庁*1
特定荷主	○ 定期報告書 ○ 計画書	経済産業省 及び 全事業所管省庁*2
届出書を提出する事業者	○ 貨物の輸送量届出書 ○ 特定荷主指定取消申出書	経済産業省

*1：経済産業省宛の提出については、従来どおりe-Gov電子申請システムでの提出も可能です。
*2：「全事業所管省庁」は、提出する事業者が行っている事業を所管する全ての事業所管省庁です。

3. 省エネ法（特定輸送事業者）

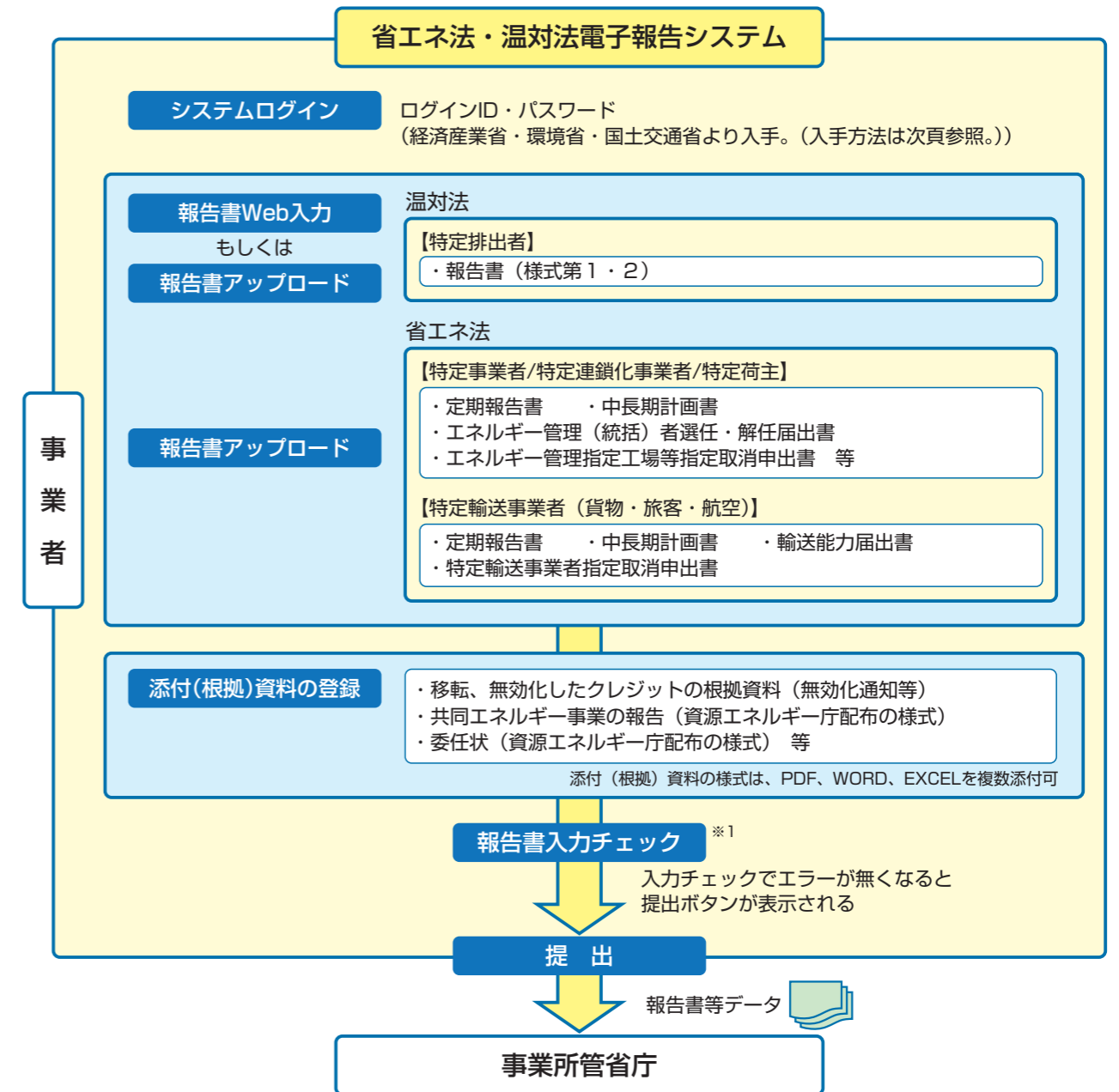
対象事業者	対象となる報告書・届出書等	提出先省庁
特定輸送事業者	○ 定期報告書 ○ 中長期計画書	国土交通省
届出書を提出する事業者	○ 輸送能力届出書 ○ 特定輸送事業者指定取消申出書	国土交通省

4. 温対法（全事業者）

対象事業者	対象となる報告書・届出書等	提出先省庁
特定排出者	○ 温対法報告書（様式第1、様式第2）	全事業所管省庁*1

*1：「全事業所管省庁」は、提出する事業者が行っている事業を所管する全ての事業所管省庁です。

提出の方法（省エネ法・温対法電子報告システム）



※1：入力チェックが可能な報告書種別・ファイル形式は以下の通りです。こちらのファイル形式での提出にご協力ください。

報告書	報告様式	ファイル形式	備考
省エネ法 定期報告書	特定事業者 又は特定連鎖化事業者	様式第9	XML 資源エネルギー庁配布 省エネ法定期報告書作成支援ツール より出力
	特定荷主	様式第20	
	特定貨物輸送事業者	様式第4	EXCEL 国土交通省配布 定期報告書作成支援ツールVer.4
	特定旅客輸送事業者 特定航空輸送事業者	様式第8 様式第12	
温対法報告書	特定排出者	様式第1	WEB 電子報告システム画面から直接入力
		様式第2	XML 温対法報告書作成支援ツールより出力
		EXCEL 算定報告公表制度ホームページから ダウンロード	

上記以外の報告書のファイル形式（WORD、PDF、一太郎）は、提出時にシステム上でのチェックは行われませんが、提出は可能です。詳細は「省エネ法・温対法電子報告システムマニュアル」をご確認ください。